

福祉用具貸与・特定福祉用具販売

1 法令順守

介護保険制度は、保険料と公費を基礎とした財源により、要介護状態となった高齢者が、住み慣れた地域での生活を続けることができるよう、必要なサービスを提供して支える仕組みとなっています。

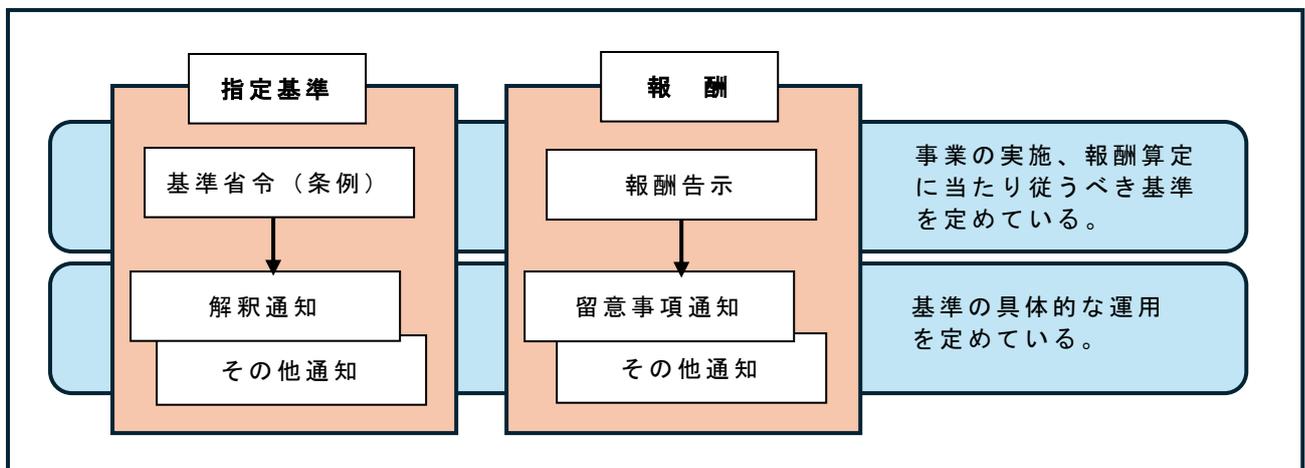
この趣旨に鑑み、適切なサービスの質を確保するため、介護サービス事業者（以下「事業者」といいます。）の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定基準」といいます。）及び報酬の算定要件等に関する各種基準や通知（以下「基準等」といいます。）が定められています。

事業者においては、これらの趣旨を御理解いただき、基準等について理解を深め、自主的に法令順守に努めながら適切な運営を行ってください。

(1) 基準等の構造

指定基準及び報酬の算定要件等に関する基準等は、次の図のような構造になっています。

基準等の要件を確認する際には、まず基準省令（条例）、報酬告示に定められた内容を御確認の上、各種通知を確認し、具体的な運用上のルールを把握してください。



(2) 事業者が満たすべき基準（指定基準）

【基準省令】

- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

※介護保険法において、指定基準は市町村の条例で定めることとされているため、旭川市の指定事業者にあっては下記の基準条例を御参照ください。

【基準条例】

- ・ 旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・ 旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ

ービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

(3) 指定基準の運用上の取扱い

【解釈通知】

- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

(4) サービスに要する費用に関する単位数

【報酬告示】

- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(5) サービスに要する費用に関する運用上の取扱い

【留意事項通知】

- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(6) 介護報酬（厚生労働省ホームページ）

厚生労働省において、介護報酬改定に関する通知、介護職員等処遇改善加算、算定構造の情報基準等の情報を掲載しています。

（URL）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/index.html

(7) 介護保険最新情報（厚生労働省ホームページ）

厚生労働省において、基準等の改正その他の通知が発出される際に、「介護保険最新情報」としてホームページ掲載されます。

（URL）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

(8) 介護サービス事業者向けトップページ（旭川市ホームページ）

旭川市の介護サービス、老人福祉法の事業・施設及び有料老人ホームに関するお知らせや各種手続きに関する情報を掲載しています。

事業の運営に当たっては、随時こちらのページを御確認ください。

（掲載箇所）

ホーム＞事業者向け＞健康・福祉・子育て・学校＞高齢者・介護保険
＞申請・届出＞介護サービス事業者向けトップページ

（URL）

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/d058547.html>

2 運営に関する留意点

(1) 一部福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

令和6年度介護報酬改定に伴い、次の福祉用具について、利用者等の意思決定に基づき貸与又は販売を選択できるようになりました。

(対象となる福祉用具)

固定スロープ	貸与告示第八号に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。
歩行器 (歩行車を除く)	貸与告示第九号に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターがついている歩行車は除く。
歩行補助つえ (松葉杖を除く)	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

対象となる福祉用具の導入に当たっては、次の点に留意してください。

ア 福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこと。

イ 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこと。

ウ 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認すること。

また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うこと。

(2) 要支援・要介護1の者（軽度者）への福祉用具貸与

令和6年度介護報酬改定に伴い、次の福祉用具について、軽度者への介護給付が対象外となりました。

(対象となる福祉用具)

車いす（付属品を含む）、特殊寝台（付属品を含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（釣り具の部分を除く）、自動排泄処理装置
--

※自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものは除く）については、要介護2及び要介護3の者も原則給付の対象外。

ただし、以下の場合には、例外的に給付が可能となります。

ア 要介護認定における基本調査結果に基づく判断

- ・ 要介護認定における基本調査結果に基づき、次のとおり要否を判断します。

対象外項目	厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者	対象者に該当する基本調査の結果
1 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) <u>日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者</u>	1-7「3. できない」 (該当する基本調査結果なし)
2 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	1-4「3. できない」 1-3「3. できない」
3 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3「3. できない」
4 認知症老人徘徊感知器	次のいずれにも該当する者 (一) 意見の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	3-1「調査対象者が意見を他人に伝達できる」以外 又は 3-2～3-7のいずれかが「2. できない」 又は 3-8～4-15のいずれかが「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 2-2「4. 全介助」以外
5 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 移乗において一部介助又は全介助を要する者 (三) <u>生活環境において、段差の解消が必要と認められる者</u>	1-8「3. できない」 2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 (該当する基本調査結果なし)
6 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便において全介助を必要とする者 (二) 移乗において全介助を必要とする者	2-6「4. 全介助」 2-1「4. 全介助」

- ・ 上記のうち、次の者（下線部分）については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報、福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等と通じたケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者が判断します。

- ・ 1 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
- ・ 5 (三) 生活環境において、段差の解消が必要と認められる者

イ 市町村による判断

次の i) ~ iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的所見に基づき判断さ

れ、サービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合、これらを市町村が書面等で確認し、その要否を判断します。

- | |
|---|
| <p>i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間によって、別表の対象者に該当
(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)</p> <p>ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに別表の対象者に該当することが見込まれる
(例 がん末期の急速な状態悪化)</p> <p>iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から別表の対象者に該当すると判断できる
(例 喘息発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)</p> |
|---|

市町村による判断について、旭川市においては、介護保険課に「軽度者に係る福祉用具貸与の確認申請書」を提出します。様式については、以下のホームページを御確認ください。

(掲載箇所)

ホーム>くらし>健康・福祉・衛生・ペット>高齢者支援・介護保険
>各種申請様式>介護保険申請・届出書ダウンロード(詳細5)

(URL)

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/160/163/d053296.html>

3 指導事例

(1) 説明・同意

- ・指定福祉用具貸与の提供に当たり、全国平均貸与価格等に関する情報を提供していなかった。
- ・個別の福祉用具の貸与について、計画の同意を得ていなかった。

<p>・福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定、かつ、使用されるよう、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、<u>利用料、全国平均貸与価格等</u>に関する情報を提供してください。</p>
--

<p>※特定福祉用具販売においては、文中「貸与」を「販売」に、下線部分を「販売費用の額等」と読み替えてください。</p>
--

<p>・福祉用具を追加で貸与する場合は、福祉用具貸与計画を変更して追加する福祉用具を位置づけ、利用者又はその家族の同意を得てください。</p>

(2) モニタリング

- ・福祉用具貸与計画において、モニタリングの実施時期が記載されていなかった。
- ・福祉用具貸与計画作成後、モニタリングが実施されていなかった。

・福祉用具貸与計画には、次回のモニタリングの時期を記載するとともに、その時期にモニタリングを実施してください。

なお、モニタリングの実施時期については明確な日付によらず、予定する時期でも差し支えありません。

・貸与と販売の選択制の対象である福祉用具の貸与に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを実施して、継続の必要性を検討してください。

また、モニタリングの結果については、介護支援専門員に交付してください。

(3) 業務委託に係る実施状況の確認

・福祉用具の保管又は消毒を他の事業者へ委託により行わせていたが、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認した結果等の記録がなかった。

・福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければなりません。

必ず定期的に確認の上、その結果等について記録し、適切に保管してください。

(担当)

旭川市福祉保険部指導監査課介護担当

電話：0166-25-9849

Eメール：shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp